

## 11月は不法投棄防止強化月間です

問 住民環境課 環境対策係  
☎476-1111(127・128)

鹿児島県では、産業廃棄物の不法投棄等の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定めています。

期間中は不法投棄防止の啓発活動や不法投棄防止パトロール等を強化しています。

不法投棄は重大な犯罪です。この機会に一人ひとりが「不法投棄をしない。させない。見つけたらすぐ電話を」という意識を持ち、不法投棄のない住みよい地域をつくりましょう。また、産業廃棄物の不法投棄を発見した場合は、下記連絡先まで御連絡ください。



大隅地域振興局保健福祉環境部 ☎ 0994-52-2113  
県庁廃棄物・リサイクル対策課 ☎ 099-286-3810  
E-mail sanpai110@pref.kagoshima.lg.jp

## 10月は『土地月間』です

問 企画調整課 企画政策係  
☎476-1111(223)

国土交通省においては、毎年10月1日を『土地の日』、10月を『土地月間』と定め、土地の基本理念や土地対策の重要性について、国民の理解を高め、その理解を深めることを目的として、普及、啓発活動を実施しております。土地は、限られた貴重な資源であり、将来のためにも土地の有効活用が大切です。この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、皆さんも土地の有効活用について考えてみませんか。

### 【国土利用計画法の届出制度】

一定面積(※)以上の土地の取り引きをしたときは、権利取得者(売買の場合は買主)は土地の利用目的などを記入した県知事宛ての届出書を、契約を締結した日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場へ提出する必要があります。

※一定面積 都市計画区域内は5,000㎡以上、  
都市計画区域外は10,000㎡以上

